



# 市場区分の見直しに関する フォローアップ会議 第四回 東証説明資料

**Exchange & beyond**

株式会社東京証券取引所 上場部

2022年11月25日

## ■ 経過措置の今後の在り方についてどう考えるか

### ● 経過措置の終了時期

- ① 経過措置の終了時期は（原則として）いつとすべきか
- ② 終了時期を超える計画を開示している会社の取扱いについてどう考えるか（例外的に、計画期間の期限まで猶予する必要があるか。その場合であっても、計画の適切な進捗を促す観点から、上場維持基準を一定程度引き上げることも考えられるか）

### ● 計画の更新

- ③ 経過措置の終了時期を決めるに際して、終了時期を超える計画の開示をいつまで認めるか
- ④ 経過措置の終了時期までの計画期間の延長であっても、制限を設ける必要があるか

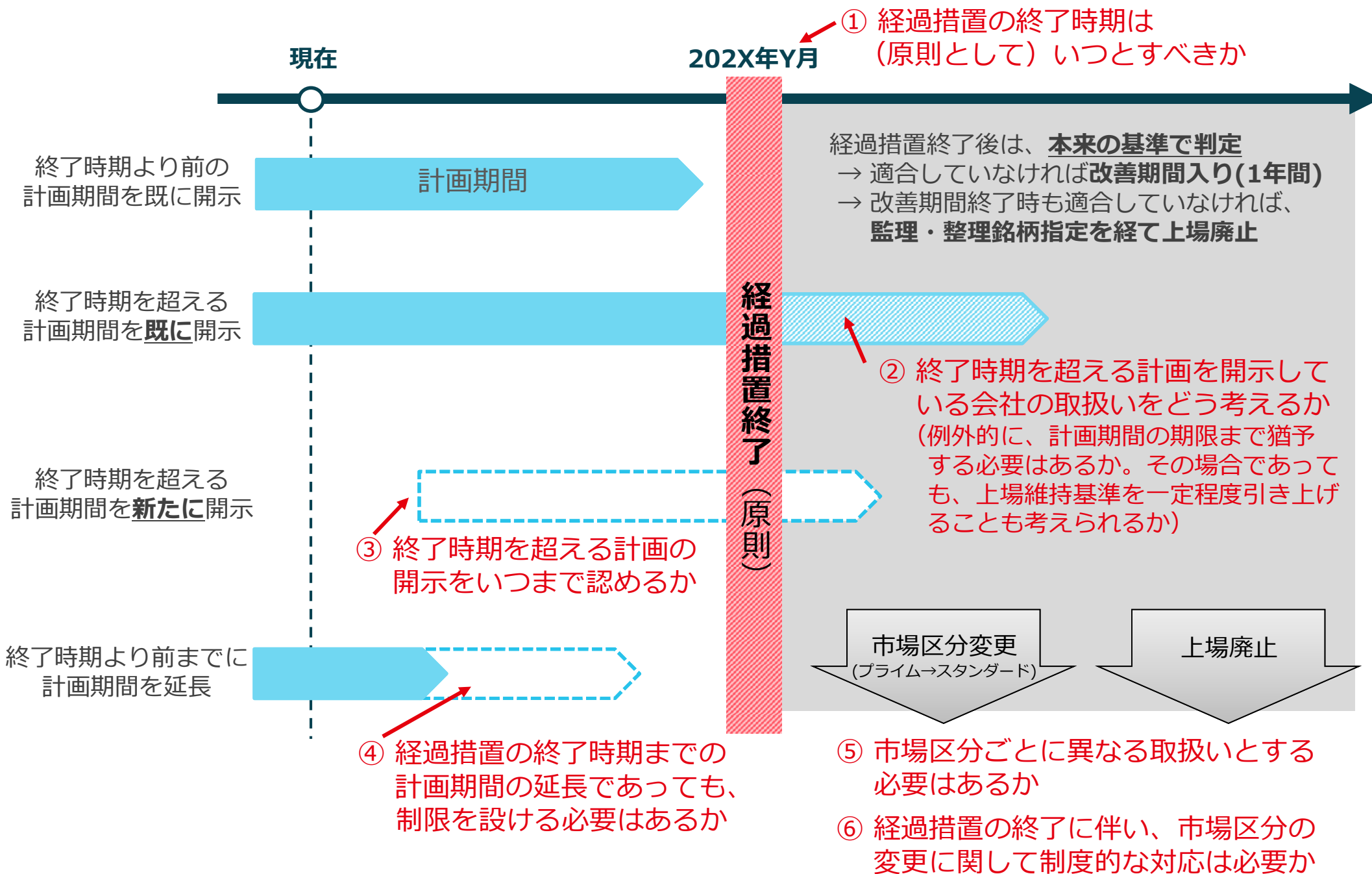
### ● その他の論点

- ⑤ 以上の点に関して、市場区分ごとに異なる取扱いとする必要があるか
- ⑥ 経過措置の終了に伴い、プライム市場上場会社において、スタンダード市場への市場区分の変更を検討することも見込まれるが、市場区分の変更に関して制度的な対応は必要か

(参考) 経過措置の取扱いに関するこれまでのご意見

- 上場維持基準の形骸化に繋がることから、とにかく早く終わらせるべき
- 計画期間の分布をみると、移行後5年（2027年）あたりで区切るのが妥当
- 各企業が計画でコミットした内容をしっかり守ることが重要で、当初開示した期限までのみ認めることとすべき
- 当初から計画の更新を認めないのではなく、例えば2025年などに中間目標を置く二段階方式も一案
- プライム市場からスタンダード市場への市場変更が続出した場合、証券会社の審査キャパシティが逼迫する恐れ
- 上場維持基準に適合していない会社のリストを、各社の計画期限と併せて公表すべき

# (参考) 論点のイメージ



# (参考) 上場維持基準に適合していない会社の状況 (第一回資料のアップデート)

- 上場維持基準に適合しておらず、適合に向けた計画を開示している会社は**507社** (10月末時点)
  - ※ 適合計画を開示した計586社のうち、67社が基準に適合 (10社が移行後の判定で適合を確認、57社が自社試算ベースで適合した旨を公表)、12社が非公開化に伴い取り下げ。新市場移行後に新たに基準に適合せず計画を開示した会社は31社。
- 計画期間の終了時期は、**新市場区分移行後2～4年に集中しており、94%が5年以内**

## 基準ごとの適合していない会社数

### プライム市場

注：2022年10月末時点

流通株式時価総額 (100億円以上)	: 227社
流通株式比率 (35%以上)	: 38社
売買代金 (0.2億円以上/日)	: 78社
合計 (重複除く)	: 271社

注：別途、5社が移行後の判定で適合確認、33社が自社試算ベースで適合した旨を公表

### スタンダード市場

流通株式時価総額 (10億円以上)	: 129社
流通株式比率 (25%以上)	: 73社
株主数 (400人以上)	: 11社
合計 (重複除く)	: 194社

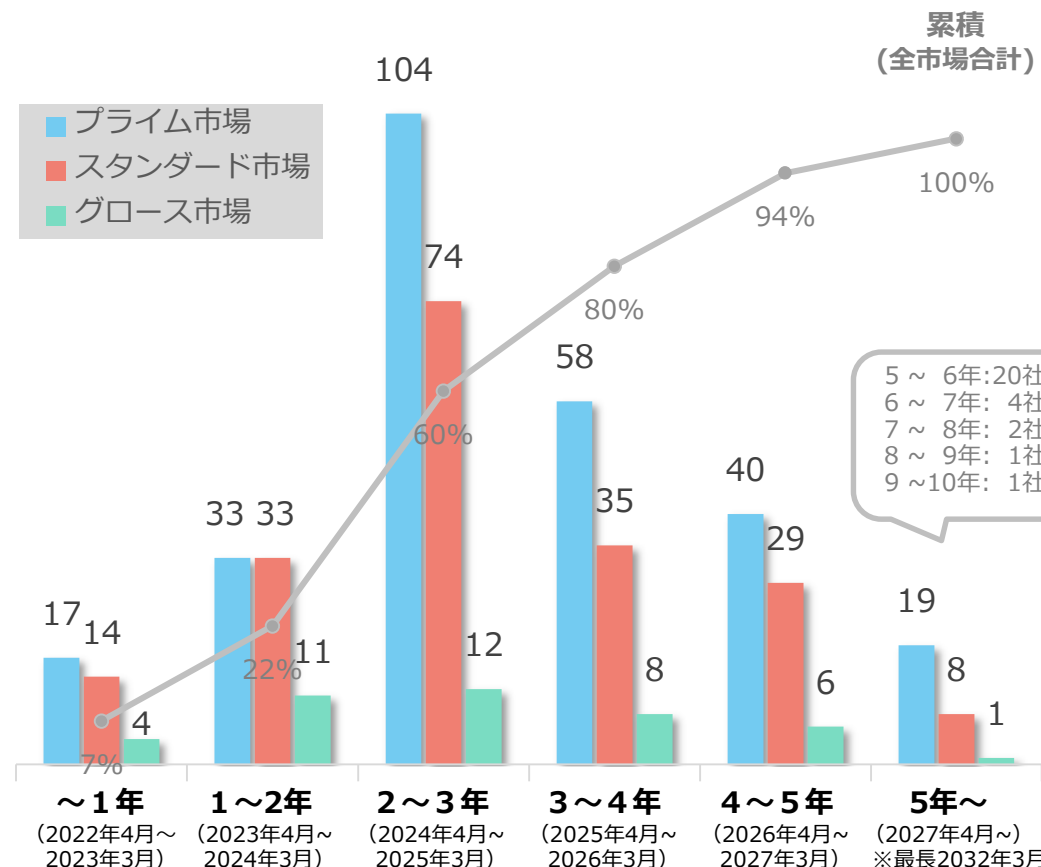
注：別途、3社が移行後の判定で適合確認、17社が自社試算ベースで適合した旨を公表

### グロース市場

流通株式時価総額 (5億円以上)	: 4社
流通株式比率 (25%以上)	: 23社
時価総額 (10年経過後40億円以上)	: 17社
合計 (重複除く)	: 42社

注：別途、2社が移行後の判定で適合確認、7社が自社試算ベースで適合した旨を公表

## 計画期間の終了時期の分布

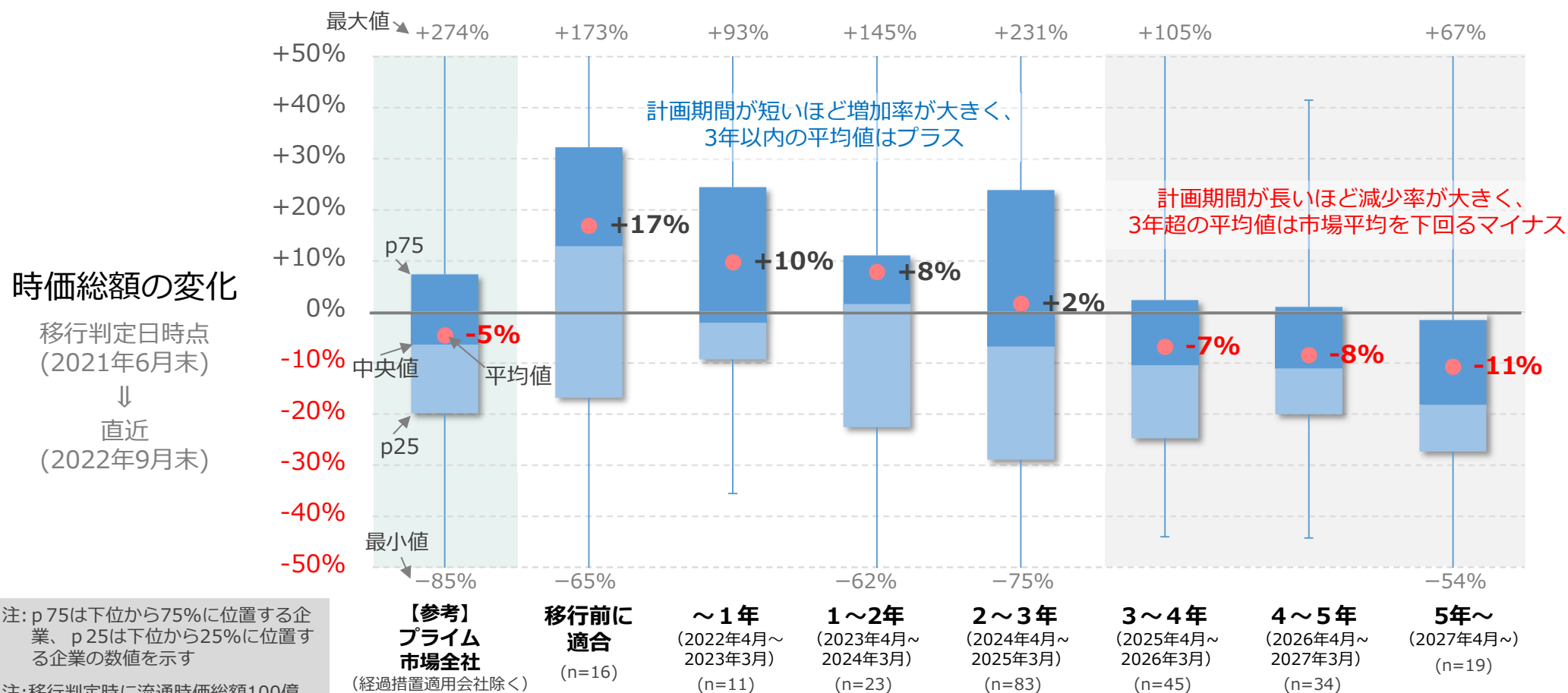


注：計画期間は新市場区分移行日からの期間。複数の基準に適合していない場合、最長の計画期間を採用

# (参考) 適合計画を開示した会社の市場評価

- 移行判定日（2021年6月末）以降の市場評価として、移行後3年以内に適合する計画を開示した会社の時価総額は増加傾向にある一方、3年超の計画を開示した会社の時価総額は市場平均を下回り減少傾向

## 流通株式時価総額基準（100億円）未達企業の時価総額の変化（プライム市場）

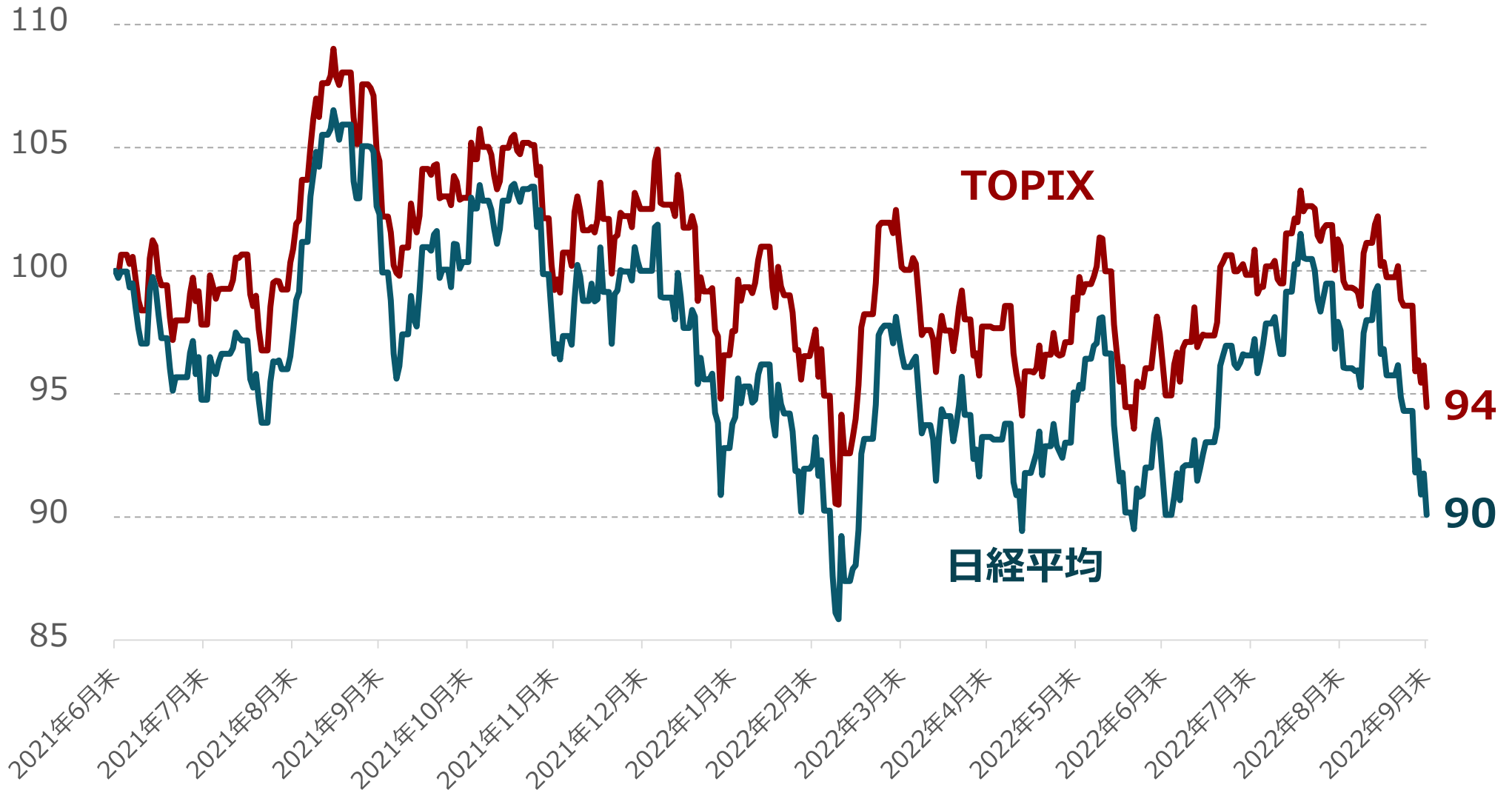


### 適合計画の終了時期

注：計画期間は新市場区分移行日からの期間

100 = 移行判定日時点  
(2021年6月末)の指数値

## TOPIX / 日経平均の推移

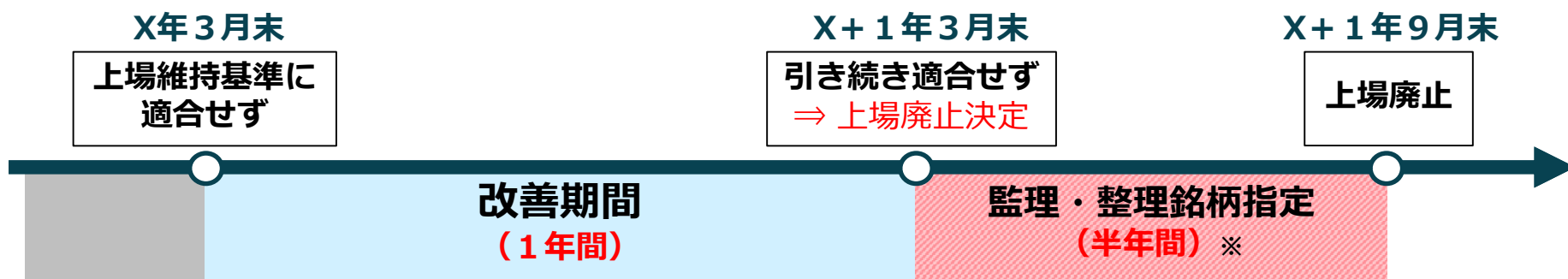


# (参考) 上場維持基準に適合しなかった場合の上場廃止までの流れ

- 基準日時点で上場維持基準に適合していない場合は、原則1年間の改善期間入り
- 改善期間中(次の基準日まで)に基準に適合しなかった場合は、上場廃止決定
  - 半年間の監理銘柄・整理銘柄指定期間を経て、上場廃止とする想定

※ 既存株主の換金機会確保のため、上場廃止決定後の整理銘柄指定期間（現行制度では上場廃止の決定から1か月間）を延長

## 上場廃止までの流れ（3月末が基準日の企業の例）



- ※ 改善期間終了後、監理銘柄へ指定
- ※ 上場会社から提出される分布状況表（期末から2か月以内に提出）で基準に適合していないことを確認次第、上場廃止を決定し、整理銘柄へ指定

# (参考) 流通株式時価総額/時価総額基準に適合していない会社の状況

## プライム市場 (流通株式時価総額 100億円)

(※) 移行前に計画を開示した会社は移行判定時点における値、移行後に計画を開示した会社は直近期末時点の値

流通株式 時価総額(※)	計画期間の終了時期 (移行日からの期間)						合計
	～1年	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年～	
75～100億円	4社	13社	32社	21社	10社	2社	82社 (36%)
50～75億円	6社	8社	36社	14社	10社	4社	78社 (34%)
～50億円	—	4社	19社	15社	17社	12社	67社 (30%)
合計	10社 (4%)	25社 (11%)	87社 (38%)	50社 (22%)	37社 (16%)	18社 (8%)	227社 (100%)

長い計画期間では、50億円未満の会社が多い

## スタンダード市場 (流通株式時価総額 10億円)

流通株式 時価総額(※)	計画期間の終了時期 (移行日からの期間)						合計
	～1年	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年～	
7.5～10億円	6社	10社	22社	12社	7社	2社	59社 (46%)
5～7.5億円	2社	8社	22社	11社	12社	1社	56社 (43%)
～5億円	—	2社	3社	3社	5社	1社	14社 (11%)
合計	8社 (6%)	20社 (16%)	47社 (36%)	26社 (20%)	24社 (19%)	4社 (3%)	129社 (100%)

## グロース市場 (上場10年経過後 時価総額40億円)

時価総額(※)	計画期間の終了時期 (移行日からの期間)						合計
	～1年	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年～	
30～40億円	—	1社	4社	1社	—	—	6社 (35%)
20～30億円	1社	2社	2社	1社	1社	—	7社 (41%)
～20億円	—	2社	—	—	2社	—	4社 (24%)
合計	1社 (6%)	5社 (29%)	6社 (35%)	2社 (12%)	3社 (18%)	0社 (0%)	17社 (100%)



# (参考) 移行後における上場維持基準への判定状況

- 新市場区分移行後に決算期末を迎えた4月決算の会社から、順次、上場維持基準への適合状況を判定
  - 移行後に進捗状況を開示した4～9月決算の53社のうち**10社が適合**した一方で、**43社が引き続き未達**（うち3社が計画期間を延長）
  - また、新たに**31社が基準に適合せず計画を開示**
  - 決算期末は3月と12月に集中しており、**今後、多くの会社が移行後の初回となる判定を迎える**

## 決算期ごとの上場維持基準に適合していない会社数

注：2022年10月末時点

■ プライム市場 ■ スタンダード市場 ■ グロース市場

進捗状況を開示した4～9月決算の会社 : 53社  
 うち 適合していなかった基準すべてに適合 : 10社  
 うち 引き続き基準未達 : 43社  
 うち 計画期間を延長 (※) : 3社

新たに基準に適合せず計画を開示 : 31社



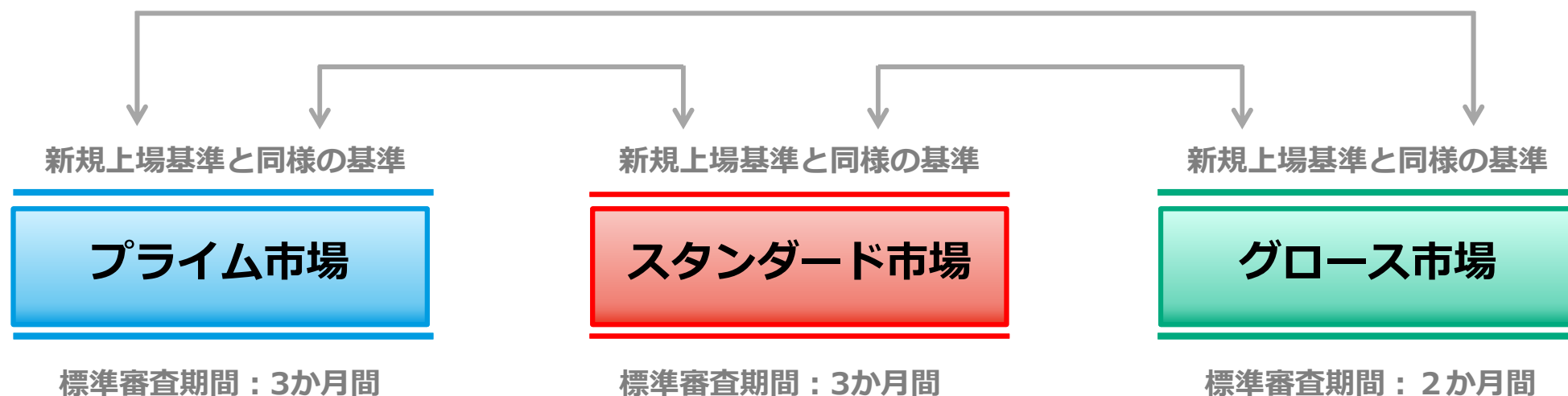
今後、多くの会社が移行後の初回となる判定を迎える

(※) 別途、3月決算期の3社、12月決算期の1社が、新市場区分への移行後に計画期間を延長

決算期

# (参考) 新市場区分における市場変更手続き

- 市場区分の変更は、上場会社からの申請に基づき、**新規上場基準と同様の基準により審査**
  - 各市場区分はそれぞれ独立しており、**市場区分の変更に関する緩和された基準は設けていない**
  - **標準審査期間は新規上場時の審査と同様**（スタンダード市場への市場変更は3か月間）
  - 新規上場と同様に、幹事取引参加者が作成した「**上場適格性調査に関する報告書**」の提出が必要



# 参考資料

---



### ・基準ごとの適合していない会社数

注：2022年10月末時点

	適合していない基準の組合せ							合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
流通株式時価総額 (100億円以上)	●	●		●	●			227社
流通株式数比率 (35%以上)	●	●	●			●		38社
売買代金 (0.2億円以上/日)	●		●	●			●	78社
該当社数	6	11	0	49	161	21	23	271社

注：「●」は当該基準に適合していないことを示す（例：①は3つの基準すべてに適合していない会社）

### ・基準ごとの計画期間の分布

		適合していない基準の組合せ							合計
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
計画期間	～1年				1	9	4	3	17社 (6%)
	1～2年		1		3	21	4	4	33社 (12%)
	2～3年	1	4		20	62	5	12	104社 (38%)
	3～4年	1	3		10	36	5	3	58社 (21%)
	4～5年	4	3		7	23	2	1	40社 (15%)
	5年～				8	10	1		19社 (7%)

注：計画期間は新市場区分移行日からの期間。複数の基準に適合していない場合、最長の計画期間を採用

### ・基準ごとの適合していない会社数

注：2022年10月末時点

	適合していない基準の組合せ							合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
流通株式時価総額 (10億円以上)	●	●		●	●			129社
流通株式数比率 (25%以上)	●	●	●			●		73社
株主数 (400人以上)	●		●	●			●	11社
該当社数	0	11	2	6	112	60	3	194社

注：「●」は当該基準に適合していないことを示す（例：①は3つの基準すべてに適合していない会社）

### ・基準ごとの計画期間の分布

	適合していない基準の組合せ							合計	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
計画期間	～1年		1			7	5	1	14社 (7%)
	1～2年		1	1	1	18	10	2	33社 (17%)
	2～3年		6	1		41	26		74社 (38%)
	3～4年		1		4	21	9		35社 (18%)
	4～5年		2			22	5		29社 (15%)
	5年～				1	3	4		8社 (4%)

注：計画期間は新市場区分移行日からの期間。複数の基準に適合していない場合、最長の計画期間を採用

### ・基準ごとの適合していない会社数

注：2022年10月末時点

	適合していない基準の組合せ							合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
流通株式時価総額 (5億円以上)	●	●		●	●			4社
流通株式数比率 (25%以上)	●	●	●			●		23社
時価総額 (10年経過後40億円以上)	●		●	●			●	17社
該当社数	0	1	0	1	2	22	16	42社

注：「●」は当該基準に適合していないことを示す（例：①は3つの基準すべてに適合していない会社）

### ・基準ごとの計画期間の分布

	適合していない基準の組合せ							合計	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
計画期間	～1年				1	2	1	4社 (10%)	
	1～2年					6	5	11社 (26%)	
	2～3年					6	6	12社 (29%)	
	3～4年		1			1	4	2	8社 (19%)
	4～5年				1		3	2	6社 (14%)
	5年～						1		1社 (2%)

注：計画期間は新市場区分移行日からの期間。複数の基準に適合していない場合、最長の計画期間を採用。